

## デジタル認証アプリサービスに係る API を利用するに当たっての秘密保持に関する事項

デジタル庁（以下「甲」といいます。）及び委託者等（以下「乙」といいます。）がデジタル認証アプリサービスに係る API の提供及び利用に関して、遵守しなければならない秘密保持に関する事項（以下「本遵守事項」といいます。）は、以下のとおりです。なお、本遵守事項の用語の定義は、特に定めのない限り、「デジタル認証アプリサービス API 利用規約」（以下「利用規約」といいます。）の定めるところによるものとします。また、本遵守事項は、「デジタル認証アプリサービス API 利用規約」（以下「利用規約」といいます。）第 4 条第 3 項第 5 号の事項を定めるものです。

### 第 1 条（秘密情報）

本遵守事項における「秘密情報」とは、甲又は乙が相手方に開示し、かつ開示の際に秘密である旨を明示した技術上又は営業上の情報、本契約等の存在及び内容その他一切の情報をいいます。ただし、開示を受けた当事者が書面（電磁的記録を含みます。以下同じです。）によってその根拠を立証できる場合に限り、以下の情報は秘密情報の対象外とするものとします。

- ① 開示を受けたときに既に保有していた情報
- ② 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- ③ 開示を受けた後、相手方から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報
- ④ 開示を受けたときに既に公知であった情報
- ⑤ 開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

### 第 2 条（秘密情報等の取扱い）

1. 甲又は乙は、相手方から開示を受けた秘密情報及び秘密情報を含む記録媒体若しくは物件（複製物及び複製物を含む。以下「秘密情報等」という。）の取扱いについて、次の各号に定める事項を遵守するものとします。
  - ① 情報取扱管理者を定め、相手方から開示された秘密情報等を、善良なる管理者としての注意義務をもって厳重に保管、管理します。
  - ② 秘密情報等は、本契約等の締結及び履行の目的（以下「本目的」といいます。）以外には使用しないものとします。
  - ③ 本目的を遂行する上で知る必要のある自己の役職員以外に、相手方から開示された機密情報等を開示又は漏えいしてはなりません。
  - ④ 秘密情報等を複製する場合には、本目的の範囲内に行うものとし、他の用途に一切使用してはなりません。その複製物は、原本と同等の保管、管理をします。
  - ⑤ 漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生し、又はそのおそれがあることを知った場合は、直ちにその旨を相手方に書面をもって通知します。
  - ⑥ 秘密情報等の管理について、取扱責任者を定め、書面をもって取扱責任者の氏名及び連絡先を相手方に通知します。
2. 甲又は乙は、次項に定める場合を除き、秘密情報等を第三者に開示する場合には、書面により相手方の事前承諾を得なければならないものとします。この場合、甲又は乙は、当該第三者との間

で本遵守事項と同等の義務を負わせ、これを遵守させる義務を負うものとします。

3. 甲又は乙は、法令に基づき秘密情報等の開示が義務づけられた場合には、事前に相手方に通知し、開示につき可能な限り相手方の指示に従うものとします。

### 第3条（返還義務等）

本遵守事項に基づき相手方から開示を受けた秘密情報等は、本目的の遂行上不要となった場合又は相手方の請求がある場合には、直ちに相手方に返還し又は削除するものとします。削除する場合には、削除した旨を相手方に書面にて報告するものとします。

### 第4条（損害賠償等）

甲若しくは乙、甲若しくは乙の役職員若しくは元役職員又は第2条第2項の第三者が相手方の秘密情報等を開示するなど本遵守事項の条項に違反した場合には、甲又は乙は、相手方が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、相手方に生じた損害を賠償しなければならないものとします。

### 第5条（有効期限）

本遵守事項は、本契約等の有効期間中は有効であり、本契約等が解約、解除、有効期間の満了その他の事由の如何を問わず終了した場合であっても、引き続き効力を有するものとします。

### 第6条（その他）

本遵守事項に定めのない事項については、利用規約の定めるところによるものとします。

制定 2024年6月24日